

4月1日から

成年年齢が 18 歳に引き下げられます

18 歳になったら何ができるの？

一人で契約ができる

成年年齢の引下げによって、18 歳、19 歳の方は、親の同意を得なくても、さまざまな契約をすることができるようになります。例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのためのアパートを借りる、クレジットカードを作成する（支払能力により、クレジットカードの作成ができないことがあります）、ローンを組んで自動車を購入する（返済能力を超える場合など契約できないこともあります）といったことができるようになります。

自分の意思で住む場所や進路を決められる

親権に服することがなくなる結果、自分の住む場所（居所）や、進学や就職などの進路について、自分の意思で決めることができるようになります。もっとも、これらについて、親や学校の先生の理解を得ることが大切なことに変わりはありません。

なぜ成年年齢が引き下げられるの？

我が国における成年年齢は、明治 9 年以来、20 歳とされてきました。

近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢が 18 歳と定められるなど、18 歳、19 歳の人にも政治の重要な事項の判断に参加してもらうための政策が進められてきました。

こうした流れを踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても、18 歳以上の人を大人として扱うのが適当ではないかという議論がされるようになりました。世界的にも、成年年齢を 18 歳とするのが主流です。このようなことから、今回、成年年齢が 18 歳に引き下げられることとなりました。

成年年齢を 18 歳に引き下げるとは、18 歳、19 歳の方の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになると期待されます。

もっと詳しく知りたい人はこちらもチェック。



法務省ホームページ

成人式はどうなるの？

成人式の対象を18歳とした場合、受験・進学や就職準備などで忙しい人が多く、参加者の減少が懸念されることなどから、阿蘇市では現行どおり20歳を対象とした「二十歳（はたち）を祝う集い」を開催します。開催日もこれまでと同じ毎年1月第2日曜日（成人式の前日）です。

※18歳新成人を対象とした「成人式」は開催しません。

お酒やたばこも18歳からいいの？

民法の成年年齢が18歳に引き下げられても、お酒やたばこに関する年齢制限については、20歳のまま維持されます。公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走）の年齢制限についても20歳のまま維持されます。

これらは健康被害への懸念やギャンブル依存症対策などの観点から、従来の年齢を維持することとされています。



畜産環境改善への取り組み

農政課 畜産林業係 ☎ (22) 3274

宮地・坂梨地区での臭気対策

す

き焼き、豚のしょうが焼き、鶏の唐揚げなど私たちの食卓に欠かせない肉料

理。戦後、日本人の食生活は高度経済成長を経て洋風化が大きく進んだと言われています。食の洋風化より畜産物の消費(肉、乳製品、卵など)が増え、畜産業も急速に発展しました。食が豊かになるにつれ新たな課題も生まれました。畜産経営による環境への影響は少なくありません。畜産業の発展には畜産環境問題への適切な対応が極めて重要となっています。

宮地・坂梨地区では、畜産の大規模化や就業構造の変動に伴う人口移入などにより地区での臭気が問題となっていました。町村合併前から20数年にわたり続く課題の解決に向けて、市では次のような取り組みを進めています。

モニター調査でデータを収集

平成30年10月下旬から宮地・坂梨地区で13人のモニターによる畜産臭気データ収集調査を実施。モニター本人の嗅覚による感知を6段階方式(0=無臭、1=やっと感知できるニオイ、2=何のニオイであるかわかる弱いニオイ、3=楽に感知できるニオイ、4=強いニオイ、5=強烈なニオイ)で1日に4回記録してもらっています。調査の結果、次のような意見がありました。

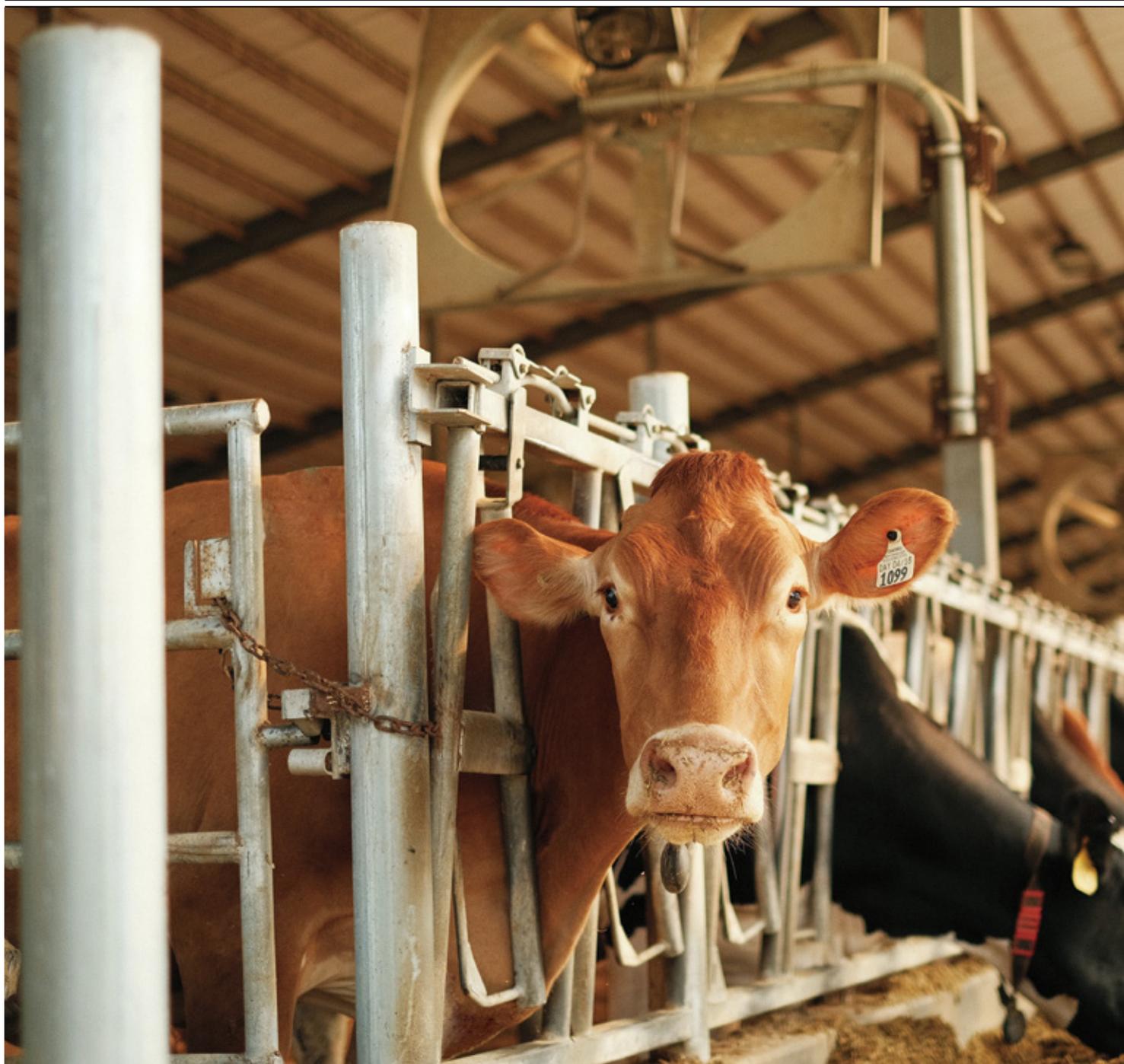
「夕方(夜間)から朝方にかけて臭いが発生することがある」。「無風の状態や雨上がりの後に臭いが発生することがある」。「週末の方が平日より臭いが発生することが多い」

▼ 13人のモニターが臭気を記録



畜産環境保全対策連絡会を設置

収集した情報を基に、より具体的な畜産環境課題への対応を協議・検討する場として令和2年に阿蘇市畜産環境保全対策連絡会を設置しました。連絡会の構成員は畜産経営者・市民代表・阿蘇市議会・畜産関係団体・学識経験者・市。連絡会では出された意見や対策案などを基に、実証実験などに取り組み、効果的な対策を検討しています。



▲畜舎のイメージ

実証実験の実施

令和3年の春、乾燥黄土（以下、リモナイト）を用いた実証実験を開始しました。リモナイトは阿蘇で産出される鉱物で、臭いを軽減させる効能があるとされています。このリモナイトを飼料に混ぜたり家畜に直接食べさせたりすることで臭いの軽減を図りました。

実験の結果、臭気の軽減にある程度の効果を示したものの、1年間を通してデータ収集を行う必要があるため、現在も実証実験を継続しています。

来年度には次亜塩素酸水を用いた実験も開始予定です。次亜塩素酸水を畜産用噴霧器から畜舎内や堆肥舎などへ散布して、臭いの軽減を図ります。

効果の検証・事業化へ

連絡会で出された対策案や実証実験のデータを基に、効果の検証を行います。検証後、簡易的な施設の整備などに対する補助事業の導入や、国庫補助事業などを活用した環境対策の大規模な施設整備など、具体的な対策の事業化を進めていきます。

総務部	総務課 ☎ (22)3111	総務係 人事係 秘書広報係	区長会、区長配達、区長要望書、情報公開 人事・職員福利厚生 秘書、広報誌・市ホームページ
	企画財政課 ☎ (22)3204	財政係 企画調整係 管財契約係	財政、予算、財政指標 総合計画、過疎・辺地計画、路線バス、乗合タクシー 統計調査 、市有財産、市有林、財産区、入札、契約
	防災情報課 ☎ (22)3232	防災交通係 阿蘇山上事務所 情報管理室 情報係	消防団、火災、災害、防犯、交通安全 防災行政無線、 地域情報化、お知らせ端末 光ネットワーク、IT サポート
	税務課 ☎ (22)3148	資産税係、市民税係 収税係、地籍係	固定資産税・市民税・国民健康保険税・法人税 軽自動車税・入湯税、納税相談、地籍調査 地図情報交付・閲覧
	内牧支所 ☎ (32)1111	総務振興係 市民係	各種業務に関する受付・相談
	波野支所 ☎ (24)2001	総務振興係 市民係	各種業務に関する受付・相談
市民部	市民課 ☎ (22)3135	戸籍係 生活衛生係	住民異動・戸籍届出、住民票・印鑑証明書 パスポート申請、マイナンバーカード交付 ゴミ分別処理、廃棄物・不法投棄、狂犬病予防
	人権啓発課 ☎ (22)3206	人権啓発係 コミュニティーセンター カルデラ ASO	人権擁護・相談、人権・同和教育、男女共同参画
	福祉課 ☎ (22)3167	総合福祉係、保護係、子育て支援係 生活相談センター 生活相談係 保育園（4園）、子育て支援センター	障がい者福祉、民生・児童委員、生活保護 保育園・保育料、児童手当・育児手当 こども医療、 消費生活相談
	ほけん課 ☎ (22)3145	高齢者支援係 介護保険係 国保・年金係	後期高齢者医療保険、あん摩・はり・きゅう券交付 高齢者福祉 、介護保険、国民健康保険、国民年金
	健康増進課 ☎ (22)5088	保健予防係 母子保健係	各種予防接種、食生活改善、歯科保健 幼児歯科教室、健康増進事業、栄養教室 健康教室、母子保健、乳幼児健診、保健予防

4月1日から

☎ 総務課 総務係 ☎ (22) 3111

市役所の組織が変わります

令和4年4月1日から住民サービスの向上と効率的な行政運営を行うため、市役所組織の一部を変更します。

経済部	農政課 ☎ (22)3274	農業振興係 畜産林業係 農村整備係	農業振興、中山間関係、農地・水環境保全関係 林業・畜産業振興、林道、有害鳥獣駆除 農道、大蘇ダム
	観光課 ☎ (22)3174	観光企画係 観光振興係	観光施設の維持管理 観光振興、阿蘇ジオパーク推進
	まちづくり課 ☎ (22)3318	地域振興係 商工物産係	地域振興、まちづくり、企業誘致 コミュニティー事業、商工振興 地域物産製造・加工開発、ふるさと寄附金
土木部	建設課 ☎ (22)3187	管理係 道路河川係	市道・河川・橋梁の管理および新設改良 里道・水路・公衆用道路、砂防
	住環境課 ☎ (22)3169	都市・環境係 公営住宅係	環境保全、地下水・公害、都市計画・開発行為 環境共生基金、市営住宅、 <u>合併浄化槽</u> <u>建築に関する各種申請・届出</u> 、 <u>建築物全般</u>
	<u>上下水道課</u> ☎ (22)3196	水道管理係 水道工務係 <u>下水道係</u>	上水道・簡易水道全般、 <u>下水道</u>
教育部	教育課 ☎ (22)3229	総務係、学務係、社会教育係 社会体育係、図書館（2館） 学校給食センター（2施設）	教育委員会、学校指導、就学、教育扶助 教育施設整備、社会体育、図書館、学校給食 生涯学習、文化財保護、世界遺産登録推進
	会計課 ☎ (22)3284		現金の出納、決算調製
	議会事務局 ☎ (22)3279		議会運営、議会広報
	監査委員事務局 ☎ (22)3240		監査・審査
	農業委員会事務局 ☎ (22)3254		農地法許可・申請、あっせん、農業者年金 耕作放棄地
	選挙管理委員会事務局 ☎ (22)3239		選挙

※下線は新設の課、移管となった係・業務。